

建設仮勘定の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																												
<p>警察本部 総務部 施設課</p>	<p>令和2年度の財務諸表（貸借対照表）において、建設仮勘定に計上されている以下の内容を確認したところ、工事が完了し、供用が開始されているにもかかわらず、建設仮勘定に計上されたままとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="379 615 1507 1108"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>契約件名</th> <th>契約金額</th> <th>未精算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>信号機等交通安全施設設置等工事設計業務（第23回）</td> <td>1,223,640円</td> <td>664,956円 ※1</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>信号機等交通安全施設設置等工事設計業務（第28回）</td> <td>5,470,200円</td> <td>399,284円 ※2</td> </tr> <tr> <td>平成29年度</td> <td>信号機等交通安全施設設置等工事設計業務（第29回）</td> <td>6,407,640円</td> <td>399,977円 ※3</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>信号機等交通安全施設設置等工事設計業務（第21回）</td> <td>6,769,440円</td> <td>506,520円 ※4</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>大阪府警察豊中単身寮撤去工事設計業務</td> <td>3,510,000円</td> <td>3,510,000円 ※5</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>大阪府高石警察署署長公舎ほかブロック塀改修工事設計業務</td> <td>750,600円</td> <td>361,000円 ※6</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 未精算額全額が費用に該当            ※2 未精算額全額が資産に該当            ※3 未精算額全額が資産に該当            ※4 未精算額全額が費用に該当            ※5 未精算額全額が費用に該当            ※6 未精算額全額が費用に該当</p>	年度	契約件名	契約金額	未精算額	平成29年度	信号機等交通安全施設設置等工事設計業務（第23回）	1,223,640円	664,956円 ※1	平成29年度	信号機等交通安全施設設置等工事設計業務（第28回）	5,470,200円	399,284円 ※2	平成29年度	信号機等交通安全施設設置等工事設計業務（第29回）	6,407,640円	399,977円 ※3	平成30年度	信号機等交通安全施設設置等工事設計業務（第21回）	6,769,440円	506,520円 ※4	平成30年度	大阪府警察豊中単身寮撤去工事設計業務	3,510,000円	3,510,000円 ※5	平成30年度	大阪府高石警察署署長公舎ほかブロック塀改修工事設計業務	750,600円	361,000円 ※6	<p>当該建設仮勘定の金額については、精算等の処理を速やかに実施されたい。            また、建設仮勘定の精算処理等について正しく理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府財務諸表作成基準】</b>            （固定資産の分類及び計上）            第15条 固定資産の計上は次のとおりとする。            (7)建設仮勘定            行政活動の用に供する固定資産を取得する場合における支出及びその付随的支出を、資産が完成するまでの間、一時的に計上する。</p> <p><b>【建設仮勘定取扱要領】</b>            第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。            2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。</p> <p><b>【大阪府公有財産台帳等処理要領】</b>            （台帳の異動登録）            第5条            2 異動した財産については、次の各号に掲げる日を異動年月日とする。また、第1号（府以外からの取得の場合に限る。）及び第3号の場合においては、併せて取得年月日を登録する。            (3)建物等の増改築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産の増改築等は、供用開始日。</p> </div>	<p>建設仮勘定の精算については、会計局会計指導課に修正登録を依頼し、本資産勘定又は費用としての精算が行われた旨の連絡を受けた。            また、資産に該当するものについては、公有財産台帳等管理システムに登録した。            なお、建設仮勘定を再度確認したところ、本件以外に精算誤りが3件あったため、同様の措置を行った。            今後は、建設仮勘定の精算処理等について正しく理解し、適正な事務処理を行う。</p>
年度	契約件名	契約金額	未精算額																												
平成29年度	信号機等交通安全施設設置等工事設計業務（第23回）	1,223,640円	664,956円 ※1																												
平成29年度	信号機等交通安全施設設置等工事設計業務（第28回）	5,470,200円	399,284円 ※2																												
平成29年度	信号機等交通安全施設設置等工事設計業務（第29回）	6,407,640円	399,977円 ※3																												
平成30年度	信号機等交通安全施設設置等工事設計業務（第21回）	6,769,440円	506,520円 ※4																												
平成30年度	大阪府警察豊中単身寮撤去工事設計業務	3,510,000円	3,510,000円 ※5																												
平成30年度	大阪府高石警察署署長公舎ほかブロック塀改修工事設計業務	750,600円	361,000円 ※6																												

監査（検査）実施年月日（令和一年一月一日、事務局：令和3年6月8日から同年7月9日まで）